

山形県警察サイバー犯罪対策推進要綱

令和3年5月18日一部改正

第1 目的

この要綱は、山形県警察におけるサイバー犯罪対策の推進について必要な事項を定め、サイバー犯罪取締りの強化及びサイバー犯罪による被害防止を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サイバー犯罪 刑法(明治40年法律第45号)第19章の2に規定する犯罪及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。)違反並びにコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪及びネットワーク利用犯罪をいう。
- (2) 違法情報 わいせつ画像、他人を脅迫するメッセージ等情報自体が違法であるもの並びにわいせつ図画、薬物、銃器、毒劇物等禁制品及び規制品の売買に関する情報等犯罪が行われている疑いのある情報をいう。
- (3) 有害情報 犯罪方法を教示する情報、少年の健全育成を阻害するおそれのある情報等違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発する等公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報をいう。

第3 体制の整備

1 警察本部における体制

(1) 山形県警察サイバー犯罪対策プロジェクト

ア 設置

警察本部に山形県警察サイバー犯罪対策プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を置く。

イ 任務

プロジェクトは、県内のサイバー犯罪の情勢や各部門におけるサイバー犯罪対策の推進状況等を踏まえ、山形県警察におけるサイバー犯罪対策に係る基本方針を定めるとともに、次に掲げる事項について、各所属に指導を行うものとする。

- (ア) サイバー犯罪対策に係る総合的な企画及び調整に関すること
- (イ) サイバー犯罪対策に係る人材育成及び装備資機材等の整備に関すること
- (ウ) サイバー犯罪抑止対策に係る関係部門との連携に関すること
- (エ) サイバー犯罪に係る事件指導及び合同・共同捜査の実施に関すること
- (オ) その他各所属のサイバー犯罪捜査、サイバーパトロールに関すること

ウ 構成

プロジェクトの構成は、別表第1のとおりとする。

エ 庶務

プロジェクトの庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課(以下「サイバー犯罪対策課」という。)が担当する。

(2) サイバー犯罪対策統括官

ア 設置

警察本部にサイバー犯罪対策統括官（以下「統括官」という。）を置き、サイバー犯罪対策を所管する所属の長をもって充てる。

イ 任務

統括官は、プロジェクトを指揮監督し、各部門におけるサイバー犯罪対策に関する事務を総括整理する。

(3) 情報セキュリティアドバイザー

ア 設置

警察本部に情報セキュリティアドバイザーを置き、サイバー犯罪対策に精通している者の中から、統括官が指名する。

イ 任務

情報セキュリティアドバイザーは、サイバー犯罪等に関する相談への対応、地方公共団体、学校、民間企業等に対する情報セキュリティに関する広報啓発及びサイバー犯罪対策に関する産業界等との連携等サイバー犯罪の予防に資する施策の推進を任務とする。

(4) サイバーパトロール管理者

ア 設置

警察本部にサイバーパトロール管理者を置き、サイバー犯罪対策を担当している者の中から、統括官が指名する。

イ 任務

サイバーパトロール管理者は、サイバーパトロールによって把握した情報及び事件担当課等による措置結果を集約するなど、サイバーパトロールを一元的に管理する。

2 警察署における体制

(1) サイバー犯罪対策要員の指定

警察署長は、署員の中からサイバー犯罪対策要員を1名以上指定するものとする。

なお、サイバー犯罪対策要員を指定したときは、サイバー犯罪対策要員指定表（別記様式）によりサイバー犯罪対策課長に報告するものとする。

(2) サイバー犯罪対策要員の任務

サイバー犯罪対策要員は、サイバー犯罪対策課と連携の上、サイバー犯罪捜査における事件指導、署員に対する教養、サイバーパトロール、各種広報啓発活動等を行い、警察署におけるサイバー犯罪対策を効果的に推進することを任務とする。

3 違法・有害情報の通報制度

(1) 通報要領

ア プロジェクトの構成員及びサイバー犯罪対策要員は、サイバーパトロールによりネットワーク上を流通する違法・有害情報を認知した場合は、速やかにサイバー犯罪対策課長に通報するものとする。

イ 通報を受けたサイバー犯罪対策課長は、その内容について警察本部の事件主管

課長（以下「本部事件主管課長」という。）に通報するものとする。

(2) 留意事項

違法・有害情報を掲載するサイトは、コンピュータウイルスやスパイウェア等感染のおそれもあるため、コンピュータウイルス対策等セキュリティ対策を十分に行うこと。

第4 サイバー犯罪認知時の措置

1 証拠保全措置

(1) インターネット接続事業者（以下「プロバイダ等」という。）への保全要請

所属長は、インターネット上で被疑者等の追跡が必要となる事案を認知した場合には、関連する証拠が極めて消滅しやすいことを踏まえ、プロバイダ等や関連する証拠を保有する機関と連携を密にして、ログ等証拠の保全要請等必要な措置を迅速に実施するものとする。

(2) 国外における迅速な証拠保全が必要な事案に対する措置

所属長は、国外に証拠が所在する事案で迅速な証拠保全、情報収集及び各種照会が必要と判断される場合には、サイバー犯罪対策課を経由して警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課に一時的な措置を依頼することができる。

なお、正式な依頼については、警察本部の事件主管課（以下「本部事件主管課」という。）を通じて国際共助の手順に従い行うものとする。

2 報告等の措置

(1) 警察署の措置

警察署長は、別表第2に掲げるサイバー犯罪を認知したときは、速やかに本部事件主管課長及びサイバー犯罪対策課長に事件の概要、初動捜査の状況等を報告するものとする。

(2) 報告等の措置

報告を受けた本部事件主管課長は、サイバー犯罪捜査情報等共有システムにより、当該事犯の概要、初動捜査の状況等を警察庁事件主管課長に対して速やかに報告するものとする。

第5 サイバー犯罪取締り等の推進

所属長は、次に掲げる事項に留意し、サイバー犯罪取締りの強化に努めなければならない。

(1) 不正アクセス事犯取締りの推進

不正アクセス事犯に関しては、ソフトウェアの安全上の欠陥（セキュリティ・ホール）を突いたサイバー攻撃による事犯、財産、個人情報又は企業機密情報の窃取をねらった事犯等悪質な事犯に重点を置いた取締りの強化を図る。

(2) 児童買春・児童ポルノ事犯等取締りの推進

インターネットを利用した児童ポルノ事犯については、児童ポルノ画像システムの運用による取締りを推進する。

また、出会い系サイトを利用した児童買春事犯の取締りを徹底するとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

(平成15年法律第83号)の適正な運用により、児童による出会い系サイトの利用及び犯罪被害を防止する。

(3) 薬物・銃器密売事犯取締りの推進

インターネットを利用した密売事犯については、インターネット上の薬物・銃器取引に関する情報収集を強化し、迅速かつ的確な取締りを推進する。

(4) その他インターネットを利用した各種事犯取締りの推進

インターネットを利用した架空請求事犯、インターネット・オークションやホームページを利用した知的財産権侵害事犯、フィッシング関連事犯、わいせつ物頒布事犯等の各種取締りに当たっては、事犯が広域性を有する可能性が高いことから、この種事犯を認知した場合には、速やかに本部事件主管課に報告するとともに、必要に応じて共同・合同捜査を実施するなど、迅速かつ的確な取締りを推進する。

第6 情報セキュリティコミュニティ活動の推進

サイバー犯罪捜査に携わる警察職員は、地方公共団体、学校、民間企業等に対し、次に掲げるところによりサイバー犯罪の予防のための助言・指導等を行い、自主的な情報セキュリティ対策を促進するものとする。

(1) サイバー犯罪及び情報セキュリティの現状に係る情報提供等

サイバー犯罪の現状、インターネット等に潜む犯罪の脅威及びその対策、情報セキュリティに関する技術動向等についての情報提供を行うとともに、サイバー犯罪に関する意見交換を実施する。

(2) サイバー犯罪に適用される各種法律等に関する研修の実施

サイバー犯罪への認知度を高めるため、サイバー犯罪に適用される各種法律等に関する研修を実施する。

(3) 各種資機材を用いた適切なネットワーク・セキュリティ研修の実施

各種資機材を活用して、安全性の高いネットワークの構築方法、ログの見方等ネットワーク・セキュリティに関する研修を実施する。

(4) サイバー犯罪に関する相談への適切な対応

サイバー犯罪に関する相談に対しては、適切な助言と必要な情報提供を行い、被害防止に努める。

なお、サイバー犯罪に関する相談の受理状況については、翌月の5日までサイバー犯罪対策課に報告するものとする。

第7 関係機関との連携等

サイバー犯罪に携わる警察職員は、サイバー犯罪対策を効果的に推進するため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 産業界との連携

サイバー犯罪の対象となる企業、プロバイダ等と連携を密にし、警察に対する早期通報、犯罪発生時の証拠の保全等についての協力関係を確保する。

また、ネットワーク上の違法情報については、積極的に事件化を図るほか、当該違法情報の送信を知らず放置しているプロバイダ等に対しては、サイバー犯罪対策課と連携し、当該違法情報の削除、同種事案の再発防止等についての指導を行

う。

(2) 学校等教育機関との連携

少年の情報セキュリティ意識の向上を図るため、学校を訪問しての講習会を積極的に開催するなど、学校等教育機関との連携を強化する。

(3) インターネット・オークション事業者に対する指導

インターネット・オークション事業者に対し、インターネット・オークションにおける無許可古物営業の排除のほか、盗品等の売買防止のための措置を徹底させる。

(4) インターネットカフェ等に対する指導

インターネットカフェ、まんが喫茶、公共施設等に設置されたインターネット端末は、匿名性の高さからサイバー犯罪に悪用されやすい環境にあることから、この種事業者の実態把握に努めるとともに、利用者確認の徹底等サイバー犯罪を防止するための指導を行う。

第8 その他留意事項

1 人材の育成

所属長は、各種サイバー犯罪に適切に対応できる知識及び技能を有する人材を育成するため、必要と認める者に対する教養等を積極的に推進するものとする。

2 各種資機材に関する教養及び訓練の実施

所属長は、サイバー犯罪捜査用に配分された各種資機材や解析システムについて、犯罪捜査の現場において誤りなく活用できるようにするため、その使用方法についての教養や実戦的な訓練を積極的に実施するものとする。

3 捜査情報等の漏洩防止

警察職員は、サイバー犯罪捜査において取り扱うパソコンや各種記録媒体の盗難及び紛失を防止するため、適切な管理に努めるとともに、捜査上知り得た個人情報等各種捜査情報及び資料が外部に漏洩することのないよう留意しなければならない。

別表第1（第3関係）

山形県警察サイバー犯罪対策プロジェクト

総括	班員
サイバー犯罪対策統括官	警務部警務課課長補佐 警務部情報管理課課長補佐 生活安全部人身安全少年課課長補佐 生活安全部生活環境課課長補佐 刑事部刑事企画課課長補佐 刑事部捜査第一課課長補佐 刑事部捜査第二課課長補佐 刑事部組織犯罪対策課課長補佐 交通部交通指導課課長補佐 警備部警備第一課課長補佐 情報通信部情報技術解析課課長補佐 生活安全部サイバー犯罪対策課員 その他サイバー犯罪対策統括官が指名した者

別表第2（第4関係）

報告対象サイバー犯罪

1 不正アクセス禁止法違反 2 不正指令電磁的記録作成等及び同取得等（刑法第168条の2及び3） 3 わいせつ物頒布等（刑法第175条） 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反（同法第7条違反に限る。） 5 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反 6 売春防止法違反（同法第5条第3号及び第6条第2項第3号違反に限る。） 7 その他罪種を問わず複数の都道府県の地域が関係し、捜査競合のおそれが認められる事犯
--

別記様式（第3関係）

第 号
年 月 日

サイバー犯罪対策課長 殿

（所属長名）

サイバー犯罪対策要員指定表

				警 察 署	
氏 名	年 齢	階 級	課 ・ 係名	備 考（資格等）	

※サイバー犯罪対策要員の指定及び変更の都度作成すること。